

# 全員協議会会議録

本会議前後

(質疑応答のみ)

令和4年3月17日

(開会宣言 午前 9 : 5 5)

副 議 長

おはようございます。それでは、ただいまから全員協議会を開催いたします。

本日は、山口議長から欠席の届出がございました。御本人の了解を得て申し上げますが、御家族の方がコロナに感染されて自宅待機、PCR検査もやるということになっております。

したがって、地方自治法第106条第1項の規定によって、副議長の私が議長の職務を行います。よろしく願いをいたします。

本日の本会議ですが、会議録署名議員の指名の後、昨日指名いたしました議会運営委員会委員、各常任委員会委員、各特別委員会委員の指名報告及び各委員会の正副委員長の互選結果の報告を行い、その後、議案の上程、提案理由の説明、委員会付託を行い、休憩して、全員協議会を開会いたしまして、議案第15号の詳細説明・質疑を受けた後、本会議を再開し、議案第15号について質疑・討論・採決を行い、再度休憩し、全員協議会を開会しまして、予算関係以外の各議案について、理事者より詳細説明を受けることといたしております。よろしく願いをいたします。

なお、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件ですが、議会運営委員会の性格上当然のこととありますので、本会議に日程として上げ、決議していただく運びとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、現地視察の件でございますが、お手元に資料があるということ。ありますね。

日程は別紙のとおりですね。この資料のとおり、3月23日の13時30分からということでございますので、それまでに役場にお集まりをいただきたいと思います。

そのときの服装でございますが、まだ新しく議員になられた方の作業服といいますか、これがまだ間に合っておりませんので、スーツで皆さん良いということにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから本会議を再開いたしますので、議場へ御参集ください。

(閉会宣言 午前10 : 01)

(開会宣言 午前10:50)

副議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。

それでは、先ほど上程されました議案第15号から議案第37号までの23議案のうち、本日採決が必要な議案第15号について、理事者から詳細説明を受け、その後、一問一答での質疑を行いたいと思います。

それでは、議案第15号 令和3年度美浜町スマート・コンパクトシティ魅力創造拠点化事業 駅前広場シェルター整備工事請負契約について、理事者の説明を求めます。

土木建築課長

(詳細説明)

副議長

議案第15号の説明は終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

河本議員。

河本議員

私、道の駅の建設には反対しているんですけども、この駅前のシェルターに関しては、歩行者の雨よけということで予算に賛成していた経過あるんですけども、予算の段階で、こんな8,239万円の落札額、こんな予算額って高かったですかね、予算額自体が、議会が認めた。

副議長

土木建築課長。

土木建築課長

この額につきましては、当初と変わっていないです。

副議長

河本議員。

河本議員

財源は一般財源を使うとか何か、国とか県からの補助があったんですか。

副議長

土木建築課長。

土木建築課長

この財源につきましては鉄道基金を充当するものでございます。

副議長

ほかにございませんか。

竹仲議員。

竹仲議員

何点かあるんですけども、まず始めに、一番最後の図面に次期工事とあるんですが、これは別途また予算を組むのか。それとも、この費用の中で、工事だけが別になるということですか。

副議長

土木建築課長。

土木建築課長

この最終ページの斜線、ハッチングを使った部分でございますけれども、これはまた別の工事として発注しております。

副 議 長 竹 仲 議 員。

竹 仲 議 員 このトータル、幾らぐらいの予算を見込んでおりますか。

副 議 長 土 木 建 築 課 長。

土 木 建 築 課 長 すみません、今回のものが8,000万円、もう一つの駅舎前の分、これについて約7,000万円ほど、それと合わせて約1億5,000万円ほど計画としてあげています。

副 議 長 竹 仲 議 員。

竹 仲 議 員 かなり高額なアーケードの感じがしますが。敦賀市なんか見てみると、アーケードのところに休憩できるベンチのようなものがあるんですけども、美浜ではそういう計画はなかったんですか。

副 議 長 土 木 建 築 課 長。

土 木 建 築 課 長 この幅自体が2.7メートルとか3メートルほどしかございませんので、このベンチというものは今、設置は計画しておりません。

副 議 長 竹 仲 議 員。

竹 仲 議 員 今年のようにあの大雪が降ると、幅が狭いとどうしてもアーケードの中に雪が差し込むと思うんですけども、この辺の対策とかはもう別に考えなくて、雪降ったときはもう仕方ないと考えておるんですか。

副 議 長 土 木 建 築 課 長。

土 木 建 築 課 長 ここも貴重な歩道ということになりますので、歩道の除雪ということで、除雪の対策をしてまいりたいと考えております。

副 議 長 竹 仲 議 員。

竹 仲 議 員 除雪となると、どうしてもタイムラグというか遅れがあるので、そうであるならば横に何かガラスのようなとか、アクリルのようなものを張って、雪対策をしておいたほうがよいと思いますが、将来のために、そういう考えはないんでしょうか。

副 議 長 土 木 建 築 課 長。

土 木 建 築 課 長 このシェルターでございますが、竹仲議員おっしゃられるように、車の乗降場所方法については、やっぱり車づけが必要になりますので、こちらには壁を設けることができません。そして、特に東側のシェルターにつきましては、西側が全て車寄せになりますので、前面から吹き込むことも想定されます。しかし、雪対策だけ考えてしまうと非常に高額なものになってしまいますので、今回は、その屋

根の部分だけの設置費というふうにさせていただきたいと考えております。

副議長 竹仲議員。

竹仲議員 そうであるならば、その路面自体に例えばヒーターをつけるとか、そういった施策もあったのではないかと思いますけれども、こういったところの除雪というのは誰がやると考えているんですか。それとも行政でやると考えているんですか。事業者任せと、今、事業者は大変その除雪で遅れている可能性があって、肝心のこういうシェルターができて、そこに雪が積もって歩けない状況では、非常にもったいない施設になりますので、1億5,000万円も使ってますね。

そういった意味で将来的な対応として、何か考えておくべきだと思いますけれども、それであれば、今のうちに考えるべきだと思いますけれども、その辺は大丈夫と考えておりますか。

副議長 土木建築課長。

土木建築課長 除雪につきましては、また今後の話ということになりますけれども、検討はさせていただきたいと考えております。

副議長 竹仲議員。

竹仲議員 今後の話と言わずに、しっかりとした対策を持って、通行者に迷惑にならないような対策をしっかり取ってやっていただきたいと思います。

以上です。

副議長 ほかにございませんか。

崎元議員。

崎元議員 先ほどの鉄道基金、初めて聞くんですけど、どういう内容の基金ですか。

副議長 総務課長。

総務課長 鉄道基金でございますが、原資につきましては鉄道基金、上中から今津、その基金の積立金の一部。

副議長 ほかにございませんか。

梅津議員。

梅津議員 このシェルターの屋根の材質なんですけれども、強化ガラス10ミリ使っています。ところが、これ経年劣化といいますか、紫外線

で結構劣化していく率が高いと思いますけれども、これ耐用年数どのぐらいを見積もって施工されるのでしょうか。

副 議 長 土木建築課長。

土木建築課長 耐用年数につきまして、今、その資料をちょっと手元にございませんで、また後ほど御報告させていただきたいと思います。

副 議 長 幸丈議員。

幸丈議員 すみません、シェルターができるかと皆さん、そちらを利用される方が密集すると思うんですけど、車椅子の利用者とかが優先して使えるように、そういう何か配慮とかいうのはしてあるんですか。

副 議 長 土木建築課長。

土木建築課長 通常、道路用の歩道というのは、勾配がついています。水を流すために。ここにつきましては、やはり車椅子が通りやすいように勾配をより緩くして、押しやすくつくってございます。

また、点字ブロックも入れまして、弱視の方が間違っって車道のほうへ行ったりしないように、そういう標示もしてまいる予定でございます。

副 議 長 幸丈議員。

幸丈議員 付け加えて、車椅子の方とか弱視の方がちょっと優先して、この幅は、そういう人が優先ですよというのを何か明記してもらえると、その人らも安心すると思うので、もしできるのであれば、そういうことをお願いしたいです。

副 議 長 土木建築課長。

土木建築課長 それにつきまして、また関係機関と検討させていただきたいと思えます。

副 議 長 ほかにございせんか。

河本議員

河本議員 設置の距離にすると、かなり高額な契約になつとると思うんですけど、やっぱりこれ、お金かかっているというのは材料費と見ておいていいんですかね。どうなんでしょうか。

副 議 長 土木建築課長。

土木建築課長 これにつきましてほほほほ、材料費がほとんどございます。

副 議 長 ほかにございせんか。

なければ、私からなんですけど、溶接亜鉛メッキと書いています

けど、これ溶融亜鉛メッキの間違いだと思いますから、直しておいでくださいね。溶接亜鉛メッキというのはありませんので、溶融。ドブツケです。

では、ほかにないですね。

質疑がないようですので、これで議案第15号の質疑を打ち切ります。

理事者におかれましては、これで皆さん退席いただいて結構です。御苦労さまでした。

議員の皆様は、そのままお残りください。

この後、本会議を再開しますが、採決時において、討論はありませんか。

河本議員。

賛成討論。

ほかにいいですね。

それで、すぐにやりたいと思いますけど、いいですか。

それでは、ただいまからすぐに本会議を再開しますので、議場へお集まりください。

(閉会宣言 午前11:09)

(開会宣言 午前11:26)

全員おそろいでございますので、ただいまから全員協議会を開催いたします。

マイクで議事録を拾っていますので、座ってマイクに近づいて御回答、あるいは質問をしていただきたいというふうに思います。

この進行に挨拶というのが入ってございますので、一言、御挨拶を申し上げます。

それでは、町長、御挨拶をお願いしたいんですが。

町長。

(挨拶)

それでは、先ほど上程されました予算関係を除く議案第24号から議案第37号までの14議案について、理事者から詳細説明を受け、議案ごとに質疑を行いたいと思います。

各課長におかれては、簡潔に要点を要領よく御説明をお願いいた

河本議員  
副議長

副議長

町長  
副議長

します。

議員におかれましても、各議案については、常任委員会に付託し審議されますので、この全員協議会における質疑は、総括的また大綱的なものにとどめていただきますように御協力をお願いいたします。

それでは、議案第24号 押印の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長  
副議長

(詳細説明)

この件に関し、質疑はございませんか。

いいですか。

質疑がないようですので、これで議案第24号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第25号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長  
副議長

(詳細説明)

議案第25号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

竹仲議員

竹仲議員

改正内容の(1)の①のところなんですけども、これを読み替えると、採用された日からというふうに考えてよろしいのですか。

総務課長

非常勤職員の条件でございますが、1週間3日以上で年間121日以上職員となつてございます。ですので、今竹仲議員さんおっしゃられた、今日採用になって明日から取得できるかちょっと確認させていただけますでしょうか。一応職員につきましては、誰でもいいわけではなくて、週3日以上121日以上でございますので、そういった条件を満たした職員となつてございます。また確認させてください。

副議長  
竹仲議員  
幸丈議員

竹仲議員。

それでは総務のほうでしっかり回答をお願いします。

質疑というわけではないんですけど、これからどんどん男の人でも育児休暇を取っていくような時代になると思います。で、気に

なるところは、今している業務の引継ぎ関係ですね。そういうのがなかなかうまく引継げないと、ちょっとやっぱり育児休暇取りにくいと思いますので、そこら辺の配慮をしてあげてもらえるといいかなと思います。

副 議 長

総務課長。

総務課長

今現在非常勤職員についての育児休業を取得された方は実績としてはございません。正規職員につきましては、ほとんど女性の方が多いわけなんですけど、平均にしますと1.7年ですか。1年7か月が取得状況となつてございます。男性につきましても、過去実績を見てみますと、2件ほどございます。これは短期間でございましたけども、そういった場合につきましては、幸丈議員が申しました事務の引継ぎにつきましては十分させていただきましますし、人員配置ですか、そういったところも踏まえてさせていただきたいと思います。

副 議 長

ほかに質疑はございませんか。

崎元議員。

崎元議員

質疑じゃないんですけど、総務の人は常任委員会で質疑があるもので、その時に質疑をしてほしいと思うんですけど。今産業厚生が常任委員会で質問する質問だと思うんですけど。常任委員会でそれを質問してもろて、今産業厚生の方は今聞くと。ならわかるんですけど、

竹仲議員

ちょっといいですか。

副 議 長

竹仲議員。

竹仲議員

それに関して、今即答できないものもありますんで、それは総務で回答してもらうかたちの提案も必要なんで、皆さん臨機応変に考えて質問していただければ。

副 議 長

いいですか。全員協議会での事前の説明ということになりますけども、あまり遠慮しないで質問していただければ結構です。

ほかにご覧はございませんか。

では質疑がないようですので、これで議案第25号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第26号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の

一部を改正する条例の制定について理事者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長。 (詳細説明)

副議長 議案第26号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

藤本議員。

藤本議員 この職員の平均給与で、これだけのマイナスというのは幾らぐらいになるんですか。

副議長 総務課長。

総務課長 総務文教でしていただいてよろしいですか。

副議長 はい。

総務課長 計算したものがございまして、ちょっと今、手持ちにございません。申し訳ございません。

副議長 はい。分かりました。

では、総務文教常任委員会で御回答お願いします。

幸丈議員。

幸丈議員 1つ質問なんですけど、この国家公務員に合わせて、美浜町も必ず会計をしないといけないとかというのは何かあるんですか。

副議長 総務課長。

総務課長 地方公務員の給与、特に美浜町の給与につきましては、これまで国家公務員の給与の改正に伴ってしておりました。国家公務員については人事院の勧告を受けて、そういったことをやっておりましたし、やっております、国家公務員につきましては。

美浜町職員については、人事委員会とかそういったものございませんので、国の人勧のそういった勧告に基づいて、させていただいているということでございます。

副議長 幸丈議員。

幸丈議員 個人的には、やっぱり町をよくするために、行政の職員が中心となってしてもらわないといけないと思うので、公務員なので費用によって、そのモチベーション変えられたらだめなんですけど、やっぱり皆さん、人なので、ちょっと給与が減ることによって多少のモチベーション変わるというのが、人間の実態じゃないかなと思っています。

僕も、もともと役場で働いていて、ちょっと見えないとことかの苦労とかありますので、いつもこれ見ていて、ちょっと少ない、もっと上げられるものであれば上げてほしいなと思っていたので、ちょっと今、質問させていただきました。

副 議 長      ほかに質疑はございませんか。

では、質疑がないようですので、これで議案第26号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第27号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長      (詳細説明)

副 議 長      議案第27号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これで議案第27号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第28号 美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長      (詳細説明)

副 議 長      議案第28号の説明は終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

川畑委員。

川畑議員      美し野区という決めた、決め方というのとは何か、教えてもらえますか。どうやって決まったのか分かりますか。

副 議 長      御回答ありますか。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長      美し野区につきましては、令和4年度の4月1日設立という目的の下に動いておりまして、そういった中で、計画の中で総会、あるいは役員会等で意見を頂きまして、最終的には総会の中で決定させていただいたという流れです。

副 議 長      ほかに質疑はございませんか。

崎元議員。

崎元議員  
副議長  
教育委員会事務局長

やはりこの公民館には職員が、誰か雇うのかな。どうですか。  
教育委員会事務局長。

今回の条例の改正には、山東公民館という公民館がもう活動をさせていただいております。その中の対象の集落、常設といたしまして、新たに美し野区の方々も参加をしていただくということの改正でございます。

副議長

ほかにございませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで議案第28号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第29号 美浜町健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長  
副議長

(詳細説明)

議案第29号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

では、質疑がないようですので、これで議案第29号の質疑を打ち切ります。

では、これより休憩をいたします。

引き続き午後1時30分から、13時30分から再開いたします。  
よろしく願いいたします。

(休憩宣言 午前11:57)

副議長

全員協議会の再開の前に、ちょっと総務課長から今度の件について御説明があります。おそろいですね。

(再開宣言 午後1:28)

副議長

それでは、全員協議会を再開いたします。

議案第30号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長  
副議長

(詳細説明)

議案第30号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これで議案第30号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第31号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

健康福祉課長。

(詳細説明)

議案第31号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

辻井議員。

今、保育所のデジタル化についての話もありましたけれども、保護者がパソコンとか、あるいはスマホとかで、メールで保護者だよりとかいうようなことをやり取りもできるのかどうか。それも対応できるのかどうかというのをお聞きします。

健康福祉課長。

現在でも保護者さんとのメールのやり取りは、現在もしております。

辻井議員。

よく分かりました。

それと、今、コロナ等で、やはり感染者が出たというのも保護者について、いろいろメールとかでも入ってくるんですけども、これも対象になるのか、ちょっとお聞きします。

健康福祉課長。

既に保護者さんへのお便り等につきましては、メール等でさせていただいているところでございます。

今回の改正につきましては、例えば保護者さんの利便性向上による記録等というところに関しましては、例えばですが、利用者負担額、保育料の額を本人さんに通知したりする場合、今は紙の文書のほうでさせていただいているんですけども、これを電子的方法で保護者さんに、同意が得られた場合には送らせていただくというようなものの改正となっております。

辻井議員。

分かりました。ありがとうございます。

副 議 長

ほかにございますか。

では、ほかには質疑がないようですので、これで議案第31号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第32号 美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

観光戦略課長。

観光戦略課長

(詳細説明)

議案第32号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

竹仲議員。

竹仲議員

先ほどの使用料・利用料の件なんですけれども、3年前と比べて、この料金は上がったんですか、それとも下がったんですか、同じなんですか。

副 議 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

使用料につきましてですけれども、まず、電池推進遊覧船のほうなんですけれども、以前につきましては、40分で1,240円という料金でしたので、60分に換算して4分の6倍しますと、1,860円というようになります。

にぎわい広場につきましては、以前は、にぎわい広場そのものがなかったということで、今回新たに指定するものでございます。レークセンターの建物の外側のにぎわいをつくるためのデッキの部分でございます。

副 議 長

竹仲議員。

竹仲議員

新たな遊覧船という感覚でそう設定されたのかもしれませんが、以前から利用している方だと、高くなったというふうに見えるんですが、この辺は、それで構わないんですか。少なくともやっぱり、以前の方に来ていただくには、高くなったな、その分よくなったなというイメージがないとあれなんですけど、そんなに変わらなければ、あまり高くする必要はなかったんじゃないかと思うんですが、その辺はどういう根拠で、そういう金額の設定になったんですか。

副 議 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

この金額でございますけれども、まず、以前のジェット船ですと

かレーククルーズ、それから蘇洞門めぐり、東尋坊の遊覧船、それから滋賀県のミシガン号など、近隣の乗船料も参考として設定しておりますし、また、運営に当たって最低限必要な料金というのを試算しております、それを踏まえて設定させていただいております。あくまで今回、上限ということですので、これから指定管理者のほうで、この金額を上限に定めていただくこととなります。よろしく願いいたします。

副 議 長

竹仲議員。

竹仲議員

少しちょっと話違う、前回のいちご園にしても、ほかと比べて高いんじゃないかということになって、今、その設定ずっと動いていきますけど、やっぱり金額によって、お客の入りがよくなったり悪くなったりするのが非常に、微妙に変わると思いますので、できればその金額の設定に関しては、船のお金をペイしようという感覚でないと思うので、やっぱりお客さんにたくさん来てもらうためには、やっぱりある程度、皆さんから見て、安くていいところだなというふうに見えるように、金額設定をもう少し考えていただきたいと思うので、その料金設定するに当たっては、そういうのを十分に考慮して、お客のたくさん来ていただけるような金額設定にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

副 議 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

御意見踏まえまして、今後、指定管理者の選定に入って、指定管理者のほうで最終的には決める形かな、町の承認の下で指定管理者が決めることとなりますので、御意見参考にさせていただいて、料金設定させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

副 議 長

ほかにございませんか。

松下議員。

松下議員

1つ質問します。(7)のところ、町長が指定する団体ということなんですが、指定管理料というのは、想定はされているんですか。ちょっと聞かせてください。

副 議 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

これから要綱ですとか策定していくこととなりますけれども、現時点では、指定管理料につきましては、なしの方向で検討を進め

ております。

副 議 長

幸丈議員。

幸丈議員

少し竹仲議員とかぶるところあるんですけど、料金設定の話で、例えばファミリーに、できたらこういうのを、いっぱい来てもらったほうが町はにぎわっていくんじゃないかなという思いありまして、例えば5人家族で中学生以上いると、1万2,500円の上限になりますので、例えば、ファミリープラン等で上限1万円とかそういうプランも、もし検討できるようならお願いしたいと思います。

副 議 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

御意見参考にさせていただいて、これから指定管理者のほうと調整させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

副 議 長

ほかよろしいですか。

質疑はございませんか。

では、ないようですので、これで議案第32号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第33号 美浜町地域公共交通会議条例の制定について、理事者の説明を求めます。

住民環境課長。

住民環境課長

(詳細説明)

副 議 長

議案第33号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

辻井議員。

辻井議員

要綱の(3)組織及び委員です。20名が委員ということで、私も、これ携わったことあるんですけども、県立大学の助教授の方が、この座長さんされていると思うんですけど、まだその方、継続されているのでしょうか。

副 議 長

住民環境課長。

住民環境課長

現在、会長をお願いしておりますのは、学識経験者として福井大学大学院工学部研究科教授の川本先生をお願いしております。

副 議 長

辻井議員。

辻井議員

はい、分かりました。

それと、今も、その会議によく似たのがあるんですけども、その組織する方について、福祉関係の方、そして高齢者に関する方、

この方等が入る予定をしていますか。

副 議 長

住民環境課長。

住民環境課長

現在、公共交通会議ございまして、それを、その方の任期がまだございまして、4月からは条例として、附属機関として、その方をスライドさせて、そのままのメンバーでやっていきたいというふうに今考えてございまして、その中に住民代表といたしまして、老人クラブの連合会長、婦人福祉協議会会長、民生児童委員の協議会長等と社会福祉協議会から推薦された方ということで、福祉関係の方も構成員として入っていただいております。

副 議 長

辻井議員。

辻井議員

やっぱり福祉関係、高齢者も入っているということなので安心しました。

それと、実際、一番利用されている方、そういう方に、またオブザーバーとして参加していただいて、会議なんかでも、実際の利用している現状の意見なんかも聞くと、よりうまくいくんじゃないかと思えます。これは意見として御報告します。

副 議 長

答弁ありますか。

住民環境課長。

住民環境課長

ありがとうございます。この来年度の計画につきましては、そういった方のお声をしっかり聞くということでさせていただく予定でおりますので、ありがとうございます。

副 議 長

竹仲議員。

竹仲議員

総務委員会で聞こうと思ったんですけども、質問出たので聞きますが、前回あった公共交通会議というのはどうなったんですか。これ新たに設置するように書いてあるんですけど、継続ですか。どういう状況か、今の回答聞くと、川本教授がそのまま使うとかなんか言っていましたけど、その交通会議とはどういうふうな違いがあるんですか。

副 議 長

住民環境課長。

住民環境課長

今回、要綱で決めました公共交通会議は一旦廃止をさせていただきまして、新たに同じメンバーで委嘱をさせていただく形で考えております。

副 議 長

竹仲議員。

竹仲議員 何で廃止をしなきゃいけなかったんですか。

副議長 住民環境課長。

住民環境課長 この条例規定の中に今、廃止をしようとしている要綱で定めた、その交通会議の議長が含まれるという形でございます。

副議長 竹仲議員。

竹仲議員 じゃ、改正では何であかんのですか。解散して新たにつくるという意味が分からない。

副議長 住民環境課長。

住民環境課長 先ほども申し上げましたとおり、町長の条例で定める会議となりますと、町長の附属機関という位置づけとなります。要綱で位置づける会議とは実際違いまして、その町長が諮問をいたしまして、しっかりと中身を協議いただいて、それを答申していただくというような形の位置づけのものにさせていただくということでございます。

副議長 竹仲議員。

竹仲議員 県からの大学の川本教授、誰が諮問したんですか。町長が諮問したんやないんですか。

副議長 住民環境課長。

住民環境課長 川本先生の招聘は、諮問と申しますのは、どういった中身を協議していただくかということについての諮問をさせていただいて、招聘といえますか、委嘱したのは町長でございます。

副議長 竹仲議員。

竹仲議員 何か一緒のような気がするんやけど、また総務で、しっかり詳しく聞きたいのですが、要は、何でこうなったかということの説明がしっかりなされていない気がするので、よろしくお願いします。もう一回、再度聞きます。

副議長 住民環境課長。

住民環境課長 すみません。私の説明不足で申し訳ありません。こちらの中で報酬のほうも定めさせていただいております。

補足の説明ですが、要綱で報酬というか謝礼を払っていたときには、こういった形での特別職としての報酬の位置づけがなかったんですけれども、今回それについても条例のほうで、特別職というような形で委嘱をさせていただく、任命をさせていただいて支払うと

ということで、それ以外にも、あと公務災害といたしますか、通ってきていただくというときの、災害時のそういったことへも、しっかり対応するということで今回、条例、それも加えて、そういった理由もごさいます。

副 議 長

この議論は、総務文教常任委員会ですか、そこで必要であれば質問していただいて。非常にしっかりした認識されていると思いますので、結果を期待しておりますのでよろしくお願ひします。

ほかに質疑はございせんか。

では、ないようでございせんので、これで議案第33号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第34号 美浜町役場庁舎改修基金条例の制定について、理事者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長

(詳細説明)

副 議 長

議案第34号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございせんか。

いいですか。

それでは、質疑がないようですので、これで議案第34号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第35号 美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について、理事者の説明を求めます。

子ども・子育てサポートセンター所長。

子ども・子育てサポートセンター所長

(詳細説明)

副 議 長

議案第35号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございせんか。

よろしいですか。

では、質疑がないようですので、これで議案第35号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第36号 美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

住民環境課長。

住民環境課長

(詳細説明)

副 議 長

議案第36号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。ないですか、なければちよつと私から聞きたいのですが、附則のところにはですね手数料条例を変えますということが附則に書いてますけれども、この条例の中でほかの条例を変えるということを決めるということは許されることなんですか。この条例の一番後ろにはですね、附則の2のところですね。美浜町手数料条例の一部を次のように改正するというようにありますけどね。

住民環境課長。

住民環境課長

先ほど出ておりました条例等でも出されておったかと思うんですけども、そういう手法で条例改正はできるということでございます。

副議長

そうするとですね、美浜町手数料条例を読んでいくと他の条例でそれは変えてるよということはきちんとリンクして分かるようになってるんですか。手数料条例を見たときに、この手数料条例はただ単に手数料条例を引用して運用すればいいってことじゃないんだよと、ほかの条例で変わるとよということが気が付くんですか。

住民環境課長。

住民環境課長

当然そのようなかたちでリンクしているということでございます。

副議長

あと私委員じゃないので、これ以上質問できないんですよ。

ほかにないですか。じゃあなければですね、これで議案第36号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第37号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について理事者の説明を求めます。

住民環境課長。

住民環境課長

(詳細説明)

副議長

議案第37号の説明が終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

竹仲議員

竹仲議員

三方汚泥再生処理センターと一番最後の一般廃棄物の最終処分場に関して、この2点は、何年までという年限は切っていないんですが、これは永年ですか、それとも、例えば最終処分場が満タンになり次第やめるとか、何かそういう基準は取ってあるんでしょうか。

副 議 長  
住民環境課長

住民環境課長。

三方汚泥再生処理センターにつきましては、まだ建設して5年ほどの、たっておりませんので、今後もまだずっと続いて使用していくところでありまして、次の一般廃棄物最終処分場につきましては、既に計画では、いっぱいになっているというところなんですけれども、ただ、今、実際に、現実に残っているのは約3割ほど、まだ容量が残っているということでございますので、その容量を、あと何年ぐらいもつかということを試算したところ、あと7年ほどは、もつのではないかなというような見込みはありますが、敦賀市さんとの共同処理を、最終処分場が令和5年度末にできるということになりますので、その部分については、敦賀市の赤崎の処分場の最終的にいっぱいになるという時期も見通して、どのような形で、そのところを利用していくかというのが、両町においても検討していく課題として机上に上がっているところでございます。

副 議 長  
竹仲議員

竹仲議員。

今後の話になると思うんですが、この4施設が全部なくなるまでは、美浜・三方環境衛生組合議会は残ると考えてよろしいんですか。

副 議 長  
住民環境課長

住民環境課長。

現在、その組合をなくすとかいうような、そういったところまでの議論には至っておりませんが、実際、その組合の一番大きな施設であるガス化溶解炉が、もう使用しないということになりますので、当然、業務的にも縮小といいますか、小さい規模になっていくということは現実にございますので、しっかりと検討をしていくという、今も考えてはおりますが、しっかりその結論を出していく時期に来ていると思って検討してまいります。

副 議 長

ほかにございせんか。

では、ないようですので、ちょっと私、申し訳ないんですけど、先ほどの附則の中で、手数料条例を変えますと書いてあるんですけども、総務課長にお聞きしたいんですけども、この手数料条例というのは、いろんな手数料のことが書かれているんですか。それのある特定の条例の附則のところから変えて、第2表をどうしてどうしていく、そんなことがまかり通ったら、手数料条例なんて全く信頼できませんね、それだけ読んでも。そうすると実は、あそこに

書いてあるんですわみたいな議論になっていくんですか。

総務課長。

総務課長

条例の改正の件でございますけれども、ある条例を制定とか改正した場合に、前申し上げた報酬の額であるとか、手数料の額が変わる場合がございます。その場合は附則で、今申し上げたように、手数料のここを追加しますとか、変更しますという形でさせていただいております。

これは、これまでもそうしたやり方で、そういう改正のやり方で行っておりますけれども、特段、手数料条例をあえて上げるわけではございません。関連して手数料を大幅に改正する場合なんかは、また手数料条例の改正が1つの議案として出てくることもあると思うんですが、今回の場合、1つの条例に伴っての変更ですと、こういった形で附則を利用して改正するという方法はございます。

副議長

そうすると、手数料条例のみを読んでも詳細というか、正確なものとは分らんということですね。

総務課長。

総務課長

当然、今回の改正に伴っての改正でございますので、当然、その手数料条例一部変われば、手数料条例本体の条例も変わります。そういう溶け込んで変わりますので、特段、手数料条例が古いままではなくて、新しく今回、4月1日施行でございますので、4月1日の手数料については、新しい改正のあった条例で適用されるということでございます。

副議長

それは国も、そういう方法でやるんですね。

総務課長。

総務課長

はい。国とか県、一定こういった手数料、報酬等の条例が関連するようであれば、こういった改正のやり方をします。

副議長

分かりました。ありがとうございます。

以上で、本日本日予定しておりました全員協議会での審議及び協議案件は全て終了いたしました。

これで、本日の全員協議会を終了いたします。

総務課長。

総務課長

本来ですと会議冒頭にお話をさせていただくというか、紹介をさせていただかないといけなかったかもしれませんが、今回、18期

の新しい議員さんということで、初めての会議になります。役場の課長ですね、御存じない議員さんもいらっしゃるのかなと思いますので、ここでちょっと御紹介等でさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

副 議 長  
総務課長  
副 議 長

はい。

(挨拶)

どうもありがとうございました。

なお、明日18日ですが、午前10時から予算決算常任委員会が開催されます。それが終了後、意見交換会が予定されておりますので、よろしく願いいたします。

御苦労さまでございました。

(閉会宣言 午後2:29)

全員協議会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

美浜町議会副議長 高橋 修